

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年2月13日（平成29年（行情）諮問第57号）

答申日：平成29年5月15日（平成29年度（行情）答申第48号）

事件名：障害者差別に対して愛知労働局長が行った指導助言が記載されている
文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「障害者差別に対して愛知労働局がなした差別者に対する指導助言が記載されている文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年10月28日付け愛労発安1028第4号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3においては「請求者」という。）は、平成28年9月2日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「障害者差別に対して愛知労働局がなした差別者に対する指導助言が記載されている文書」に係る開示請求を行った。

(2) これに対し、処分庁が、平成28年10月28日付け愛労発安1028第4号により不開示決定処分（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、平成28年11月14日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象文書を保有していないとして全部不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、「障害者差別に対して愛知労働局がなした差別者に対する指導助言が記載されている文書」であるから、仮に存在するには、愛知労働局長が障害者に対する差別に関して事業主に対して助言、指導を実施したという前提が必要である。

(2) 本件対象文書を保有していないことについて

平成28年4月1日に障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号。以下「改正法」という。）が施行され、雇用の分野において、障害者であることを理由とした差別の禁止が規定された。

これにより都道府県労働局長は、障害者に対する差別の禁止の規定の施行に関し必要があると認めるとき等は、事業主等に対して、助言、指導又は勧告できることとなった。

しかしながら、改正法施行時から本件開示請求時点までの間に、愛知労働局長が障害者差別禁止に係る助言、指導を行った実績はない。このため、本件対象文書は存在しないことは明らかである。

(3) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している」と主張しているが、処分庁が本件対象文書を保有していないことについては、上記(2)で示したとおりであることから、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年2月13日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年4月20日 | 審議 |
| ④ | 同年5月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、開示請求に係る文書を作成又は取得しているとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書の保有の有無について、上記第3の3(2)のとおり説明する。

(2) そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

本件対象文書の保有の有無については、上記第3の3(2)のとおりであるが、平成28年4月1日に改正法が施行され、都道府県労働局長は、障害者に対する差別の禁止の規定の施行に関し必要があると認めるとき等は、事業主等に対して、助言、指導又は勧告できることとなった。審査請求人が開示請求を行ったのは同年9月2日であり、改正法の施行から開示請求までの間に愛知労働局長が障害者差別禁止に係る助言、指導を行った実績はないことから、本件対象文書は存在しない。

(3) 本件対象文書を保有していないとする上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆す事情も認められない。

したがって、愛知労働局において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、愛知労働局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子